

福井県議会議長 畑 孝幸 様

関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機の
運転再開に関する請願書

提出者

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22 三博ビル5F
名古屋第一法律事務所内

共同代表 草地 妙子 茶畑 和也

紹介議員 佐藤 正雄

【請願の趣旨】

関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機の運転再開について福井県議会として同意しないこと、また、その同意についての議論は全員協議会ではなく本会議や委員会において慎重審議を尽くすことを強く求めます。

【理由】

私たちは、関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機（以下、本件原発という）の運転期間延長認可取り消しを求める訴訟（名古屋地方裁判所）の原告とサポーターによる市民団体です。会員は600名以上で、原告には高浜町や美浜町の住民や福井県民を始め、関西、中部そのほか全国各地から参加しています。東京電力福島第一原発事故で避難を余儀なくされた方も原告となり、私たちのような被害を二度と出さないでほしいと訴えています。同事故で最初にメルトダウンした1号機は、約2週間後の3月26日に運転開始40年を迎える老朽原発でした。

◆関西電力の安全軽視の姿勢は未だ変わっていないこと

2004年に起きた美浜原発3号機の二次系配管破断事故では、定期検査の前倒しで作業をしていた下請け作業員11名の死傷者を出しました。原因は、検査すべき配管箇所を把握しながら先送りして配管の減肉、つまり老朽化を見逃したことに加え、検査期間を短縮するために運転中に定期検査の作業を進めた安全軽視・経済性優先の経営方針です。

昨年8月末に判明した大飯原発3号機の加圧器スプレー系配管のひび割れ問題では、関西電力は配管を取り替えずに済むように、ひび割れの進展予測を13ヶ月で計算すべきところ12ヶ月にしてごまかし、原子力規制委員会すら欺いて、当該配管を取り替えずに運転再開しようとしていました。しかし、非公開面談3回で埒があかず、公開面談5回を経ても安全性を証明できなかったため、結局配管を取り替えざるをえなくなったのです。

一昨年には、金品不正受領問題の発覚により旧経営陣が一斉に辞任するという前代未聞の不祥事も起こしました。コンプライアンスや安全感覚の欠如は経営陣に限らず、技術部門においても依然として続き、体質は変わっていません。

◆国の原子力規制の信頼性が揺らいでいること

原子力規制委員会（以下、規制委）は、前項で述べた大飯原発3号機のことでは関西電力に厳しく対応しましたが、必ずしも電力会社の不正や対策不備に全て対応するとは限りません。もとより規制委員長自らが（許認可は）原発の安全性を保証するものではない旨明言しているうえ、当訴訟においても、規制委のずさんな審査が次々と明らかになっています。

◇原子炉容器の劣化について評価の基礎となる原データを示さないこと

老朽化の問題について、取り替えのできない原子炉容器の劣化を調べる評価では、規制委は監視試験片（原子炉容器に同じ鋼材の試験片を入れておいて、中性子を浴びてどのくらい脆くなったかを定期的に取り出して試験をする）の原データを確認もせず、関西電力の評価結果をうのみにして認可していたことが当訴訟における国の回答により判明しました。〈別紙資料1〉

この原データは、脆性遷移温度（金属が一定の温度以下になると粘り強さを失って脆くなる境界の温度）評価の基礎となりますが、国と関西電力は裁判でもこの公開を頑なに拒んでいます。特に高浜原発1号機では関西電力の評価でも脆性遷移温度が99°Cと最も高く、美浜原発3号機も57°Cまで高まっており、同様かこれ以上になった原発で稼働しようとしているのは他には関西電力の高浜原発4号機だけです。他の原発はすべて廃炉が決定しています。

裁判では、脆化の予測式など評価手法の信頼性への疑義も主張しており、この温度でも安全性が確保できるか疑問が残ります。特に美浜原発3号機は耐震安全性に係る評価が厳しいことから、配管破断等によって緊急に炉心を冷却する必要に迫られる可能性も高いため、この問題は無視できません。

◇基準地震動を過小評価していること

また、基準地震動についても過小評価であると指摘されています。

この基準地震動策定において昨年12月4日に大阪地方裁判所が、地震動審査ガイドで求められている経験式の有するばらつきの考慮がされていないのは違法として、大飯原発3・4号機の設置変更許可の取り消しを命じる判決を出しました。

国は基準地震動策定において、不確かさを考慮しているからばらつきは考慮しなくていいとしていますが、大阪地裁は東京電力福島第一原発事故後に、不確かさとは別に加えられたばらつきの考慮を求めるガイドの規定の意義を重視し、国の主張を退けました。基準地震動策定においてばらつきが考慮されていないのは本件原発も同じで、この大阪地裁の訴訟の原告は、ばらつき＝例えば1標準偏差分を考慮すると、美浜原発の基準地震動は現行993ガルが1330ガルに、高浜原発は現行700ガルが1100ガルに跳ね上がると試算しています。

さらに地震の評価に関しては、地盤の三次元探査をしないことが許されるような均質・水平な地質構造は関西電力のデータには見られないにもかかわらず、新規基準で求められている三次元探査を関西電力は行っていません。規制委がこれを容認していることは言語道断です。

◇熊本地震のような繰り返しの揺れに対応できていないこと

原発の重要施設は基準地震動の揺れに耐えられる設計であることが求められていますが、塑性変形（元に戻らない変形）が生じることは許容されています。基準地震動の揺れの想定は1回分です。熊本地震のように複数回強い揺れに見舞われることは考慮されていません。

基準地震動に近い揺れを受けて塑性ひずみが残った場合、それらを漏れなく点検して完全に修復できないうちに、再度揺れに襲われると、すでに耐震性能が低くなっているため、基準地震動に満たない揺れでも施設に損壊が生じてしまう恐れがあります。この問題の重要性については過去に国の専門委員会

も指摘されていたにも関わらず、審査では不問にされています。

◇使用済み核燃料の保管の長期化及び保管量の増大等によるリスクや使用済み核燃料及び高レベル放射性廃棄物の処分について目処が立っていないこと。また、それらについての規制基準の不存在・未審査

東京電力福島第一原発事故発生時、同原発4号機は定期点検中であり、原子炉内の全ての核燃料は使用済み核燃料プールに移されていきました。使用済み核燃料プールは建屋の壁以外に閉じ込め機能がないこともあり、冷却ができなくなった場合、崩壊熱により使用済み核燃料の被覆管が熔融し、水やコンクリート、空気と反応して燃焼もしくは爆発を起こし、使用済み核燃料に含まれている放射性物質が広範囲に撒き散らされて極めて深刻かつ破滅的な放射能被害が発生する恐れがありました。この危機的な状況を回避できたのは、偶然にも作業工程の遅れにより使用済み核燃料プールの隣の原子炉ウエルの水が抜かれずに残っていて、何らかの原因で仕切りがずれて使用済み核燃料プールに流れ込んだとみられる全くの偶然でした。

しかし、同事故後に策定された原発の新規制基準においては、使用済み核燃料の保管の長期化や保管量の増大等による防災上の危険や平和利用の原則への危惧に関する審査基準は全く定められず、審査は行われていません。また、使用済み核燃料及び高レベル放射性廃棄物の処分が確実にされるか否かについての審査基準はなく審査は行われていません。

電気事業連合会が示した試算によれば（※1）、2020年3月末時点以降に、各原発の廃炉になった炉を除く全号機が稼働したとして、約5年（4サイクル）後の使用済み核燃料プールの貯蔵割合は、高浜原発で98%、美浜原発で89%とされています。現状でも使用済み核燃料のリスクが高い状態であり、その解消が必要ですが、核燃料サイクル政策は破綻しています。2016年には高速増殖炉もんじゅの廃止が決定され、また、六ヶ所再処理施設は未だ操業できていませんが、仮に操業したとしても、取り出したプルトニウムを使用したMOX燃料は経済合理性もない上に軽水炉での利用は極限られ、すでに高浜原発で発生している使用済みMOX燃料の再処理・処分については未だ何も決まっていません。さらに、高レベル放射性廃棄物の最終処分地についても未だ決まっておらず、そもそも地震や火山活動の活発な日本列島において最終処分が可能なのかも定かではありません。

このような状況下では、使用済み核燃料を増大させる原発の運転は認められてはならないはずです。

◆使用済み核燃料の県外中間貯蔵の目処は立たず、本件原発の運転再開の同意についての議論を進める段階にないこと

福井県はかねてより関西電力に対し、使用済み核燃料の県外貯蔵を求めてきました。1999年当時、関西電力は、「2010年までに確実に使用済み核燃料中間貯蔵施設を操業開始できるよう、2000年度末頃には計画地点を確定し、2001年頃に事業主体を設立し、2006年頃から建設を開始する計画である。」としていましたが（※2）、約束を度々反故にし、杉本達治知事が本件原発の運転再開の同意の議論の前提として求めていた同施設候補地提示に対しても期限までに候補地を示すことができませんでした。

この先送りを表明した本年2月21日の杉本知事との面談において関西電力は、青森県むつ市の中間貯蔵施設を電力各社で共同利用する案を含めて検討を進めていると報告し、2023年末までに候補地を確定できない場合は本件原発の運転を実施しないと説明、これを杉本知事は一定の回答があったと評価して、議会に対し本件原発の運転再開の同意についての議論を進めるよう求めました。しかし、むつ市の中間貯蔵施設共同利用案については、同市は説明すら受けていない存在しない空論であると再三にわたり強く反発しています。同市の宮下宗一郎市長は、本年3月の定例市議会における答弁で、「一事業者の思惑だけで、事業者の団体が案と言って空論を立ち上げる、それを他の立地地域に押し付ける、押し付けたものを他の立地地域が判断材料として何か物事進めようとしている。いいですか、私が問うているのは共

用化の話なんかじゃない、そのずっと前にある立地政策のことを言っている。そんな立地政策あっていいわけない。」と述べています。これに対して杉本知事は本年3月定例県議会において、『「地元（青森県むつ市）の理解が得られていない状況で、確定に向けて具体的に物事が進んだと県が評価したと受け止められたのであれば、私の本意ではない」と釈明した。』（2021.3.13 中日新聞）と伝えられました。県外中間貯蔵施設について物事が進んでいないのであれば、これまでと変わらず本件原発運転再開の同意についての議論はできないはずです。

◆全国初の老朽原発40年超運転となる本件原発の運転再開についての議会同意という重大問題は、全員協議会ではなく本会議や委員会において慎重審議を尽くすべきこと

本年4月6日、畑孝幸議長は杉本達治知事より本件原発の運転再開の同意についての議論を再開するよう求められ、『これに対し畑議長は、会派の代表で協議した上で全員協議会を開き、国や関西電力から説明を聞くほか、現地視察も検討すると答えた。』（2021.4.6 福井放送）、また、取材に対し『再稼働の是非を判断する場を「全員協議会が主戦場」と位置付けた。』（2021.4.7 中日新聞）と伝えられました。

しかし、本年3月定例県議会において貴議会が本件原発の運転再開についての同意という重大性を鑑み、性急に結論を出すことを回避したことと、今後は、一般傍聴を認めず、正式な議事録も残されない全員協議会という場で本件原発の運転再開の同意についての議論を進めようとするには整合性がありません。貴議会におかれましては、県民の生命及び財産を守る職責を踏まえ、また、県民への説明責任を果たすためにも、本件原発の運転再開の同意については全員協議会ではなく、本会議や委員会において慎重審議を尽くすよう強く求めます。

また、これまでに述べた通り、国の原子力規制の信頼性は揺らいでいます。国や関西電力の説明だけではなく、請願書や陳情書の提出者の意見や、先にも述べました基準地震動策定について違法と判断した大阪地裁判決に関し原告の主張もていねいに聴取してください。

そして、どうか国や関西電力の情報をうのみにせず、地元住民を含む全国の市民が抱えるこれらの懸念を置き去りにしたまま、本件原発の運転再開を認めることのないよう切にお願いいたします。

※1

経産省

第5回使用済燃料対策推進協議会及び梶山経済産業大臣と電力各社との意見交換会 2020年7月2日

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shiyozumi_nenryo/005.html

資料6 使用済燃料貯蔵対策への対応状況について

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/shiyozumi_nenryo/pdf/005_06_00.pdf

※2

福井県 原子力安全対策課 1999.4.30

[記者発表] - [平成11年度4月] - [30日11時資料配付]

美浜発電所3号機の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更計画に係る了解について (11-15)

<http://www.atom.pref.fukui.jp/press/h11/m04/199904301100.html>